

第四十回 参議院建設委員会會議録第十六号

昭和三十七年三月二十日(火曜日)

午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 大河原 次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君
武内 五郎君

委員

稲浦 鹿蔵君
小沢久太郎君
太田 正孝君
三木與吉郎君
内村 清次君
田中 一君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君
國務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

経済企画 菅 太郎君
政務次官 曾田 忠君
合開発局長 関盛 吉雄君
建設省計 画局長 山内 一郎君
建設省河 川局長 川島 一君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員 局参事官 富谷 彰介君

説明員

農林省農地 局参事官 富谷 彰介君

建設省計画局長 原口 隆君
建設振興課長 日本国有鉄 道経理局長 豊原廉次郎君

本日の會議に付した案件

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原 次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、逐条的に補足説明を願います。

○政府委員(関盛吉雄君) 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

第二条第一項の改正は、前払金保証事業の対象となる公共工事に、新たに国、地方公共団体等の発注する測量、並びに土木建築に関する工事の設計、及び土木建築に関する工事の調査、調査を加えることとしたものであります。

この場合、測量とは、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるものの以外のものであります。

公共工事の範囲の拡大に伴ひまして、同条第二項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、第十九条第一号及び第二十七條の「その工事」または「当該

工事」を「その公共工事」または「当該公共工事」と改めることとしたものです。

第十二条第二項の改正は、第十七条の改正に伴ひまして、保証基金に関する規定を削除したものであります。

第十七條の改正は、保証基金制度を廃止することとしたものであります。

第二十五条の改正は、測量の請負を業とする者に対しまして、審査の請求に関する権利を与えることとしたものであります。

第三十一条及び第三十二条の改正は、保証基金に関する行為に対する罰則の規定を削除したものであります。

附則第一項の規定は、この法律の施行にあたり、保証事業会社の定款等の改正措置等に日時を要するため、この法律の施行の日を、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において、政令で定める日としたものであります。

附則第二項の規定は、保証基金の廃止に伴ひ必要な経過措置として、本法施行の際、現に積み立てられている保証基金につきましては、なお従前の例により、保証契約締結の際の保証約款に定められている保証基金の払い戻しの方法によつて払い戻すこととしたものであります。

附則第三項の規定は、この法律の施行前にした保証基金に関する行為に対する罰則の適用につきまして、なお従

前の例によることとしたものであります。

○委員長(大河原 次君) それではこれより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○田中一君 測量事業はどのくらい今まで出ておりますか。その測量事業というのは、この法律の適用している公共団体全部でどのくらいになっておりますか。測量並びに調査、新しく加える業態の仕事というものは。

○政府委員(関盛吉雄君) 今回の改正法律におきましては、測量を新たに前払金保証の対象となる事業に追加することとしたしておりますが、現在の見積もりにおきましては、この法律の保証する測量の対象は約三十億円程度というように見積もられております。

○田中一君 自衛隊等から出る仕事もこれに含まれますか。

○政府委員(関盛吉雄君) この測量と申すのは、先ほど申し上げましたように工事に關係する測量を中心にしたしておりますので、そのような關係の測量でありますれば、国、公共団体等の発注に該当するものは、この対象ということになるわけでございます。

○田中一君 今説明された逐条説明の中には、この資料の中には、「新たに国、地方公共団体等の発注する測量並びに土木建築に関する工事の設計」と云々とあります。したがつて、測量というものは工事に何にも關係がないじゃないですか。自衛隊が測量するとかいう場合には、測量そのものが対象になつておる。工事をを行なう対象とか、

何が対象とか、何も測量というような言葉は明文にないでしょう。そういう理解の仕方をしていいですか。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいまのお尋ねの点でございますが、この測量と申すのは、測量法に定めております基本測量、それと測量法の第五条の公共測量、及び基本測量、及び公共測量以外の第六条に定める測量、これだけはこの対象の測量の事業として実施すると、こういう考え方でございます。

○田中一委員 そうすると、この第二条のこの改正案というものは今のような読み方ができるんですか。ここに測量ということが、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影ということになっておりますが。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいまの御説明をちょっと補足いたしましたので申し上げますが、測量法の測量でございまして、直接工事に關係がなくて、基本測量なり、公共測量なり、基本測量及び公共測量以外の測量でも、測量法の定める条項の測量につきましては対象にする、こういうことでございます。

○田中一君 それならけっこうです。そこで、自衛隊はこの前払保証制度を認めて前払いを出しておりますか、現在。

○政府委員(関盛吉雄君) 現在はこの測量につきましては、前払保証に關する法律の対象になつておりません。

○田中一君 いや測量じゃないです。

自衛隊の今まで工事等の契約に対して前払保証制度というものを採用しているかという事です。測量をしていないのはわかっていいます、法律を変えてからやるんだから。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいまの一般の自衛隊等の実施いたしております国の工事につきましては、前払いを実施いたしております、この法律の適用の保証も受けて建設業者が前払金を受けておる、こういう実情でございます。

○田中一君 そうすると、いまだにこの前払保証事業を採用していない公共団体があるはずですが、それはどこでございす。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいまのお尋ねの公共団体は、東京都及び徳島県が、地方公共団体の都道府県の中に於いては、まだ採用をいたしておらないのでございます。

○田中一君 そのほか国鉄はどうなっていますか。

○政府委員(岡盛吉雄君) 日本国有鉄道の工事は、前払いを行なう旨の契約の規定を持っておりまして、現実にも主として前払金を一部実施しております。ただ保証会社の保証を前提としてということには、必ずしもこだわっておられないというのが実情でございます。

○田中一君 国鉄などはこういう制度も自分のほうに金があるからできるのだということなんですが、おそらく去年の後半期ぐらいによく前払金の支払いを実施したように聞いておるのですが、その点はこういう制度がありながらこれを採用しない、そうして現在自分のほうは金が潤沢だから保証を

受けないでも出せるんだということになると、この法律の否定になるわけなんです。おそらく利子を取っているか取っていないか存じませんが、国鉄は前払いの利子を取っていますか。

○政府委員(岡盛吉雄君) 国鉄当局に對しましては、われわれもいろいろ相談をいたしてきたのでございまして、ただいまお尋ねのように、国鉄は昨年の十月から完成保証人を立てることを条件といたしまして、幹線の工事につきましては、工事金額の五〇〇〇程度程度の範囲内におきまして前払いを実施いたしておりますが、日歩二銭の利息を徴収するというところで現在行なっております。われわれのほうはいたしましては、国鉄にこの制度の正確な適用を勧告いたしておりますが、国鉄のほうはいたしましては、一方において一般会計なり特別会計なりと、若干その国鉄の会計経理の様子が違っておるというようなこととか、あるいは国鉄の工事の特殊性から完成保証という形で、工事の完成を金銭保証よりも強く要求せられておるのが今の状況でございますが、そういうふうな状況になっております。

○田中一君 この法律を適用するものはたしか日歩一銭でした。

○政府委員(岡盛吉雄君) この法律によりまして、現行法におきましては日歩一銭、それとこの法律の適用を受けまして、日歩五銭五厘の保証金を納めるということになっておるのでございす。その五厘を今度廃止しようというわけでございます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、この法律ができてからもう約十年で、七、八年になるわけですが、東京

都、徳島県並びに国鉄だけはこれは採用しておらなかったが、とうとう国鉄も東海道の新幹線の建設にあたって用地の売却が不十分のために、手持ちをしておる業者に相当大きな損害を与えておるのです。私が知っておる範囲でも、それこそ四、五億の請負額でありながら、もう一億以上の手持ちの損害をしておる業者もあるのです。そういう業者も陳情運動が効を奏して、ようやく昨年十月から今計画局長の説明のように、前払金の支払いを五〇〇〇程度というものは認めておるようであります。これは日歩二銭のわけです。したがって、やはり私はいつも言うのですが、一つの法律で定める一つの規定というものは、そういうばらばらに支払うならば、それが一銭というものが妥当ならば国鉄でも一銭ですべきです。これはきょう採決するのですか。

○委員(大原一孝君) はい。

○田中一君 それじゃ運輸大臣呼んでいただきたい。運輸大臣並びにその他の、審議するために必要な関係者全部呼んでいただきたいのです。

そういう点は、国鉄は公共企業体だから勝手なんだということにならないかと思ふんです。これは何かこういうことに対する了解はあったのですか。この法律は全部でございす、しなくちゃならないというところはきめてないのだから自由でありましょうけれども、同じようにある時期の業者の育成と申しますか、金融措置に対する、公共事業の完全な遂行を期するための施策であるはずなんです。それに加えて、東京都、徳島県はどうしてこれを適用しないかという理由も、東京都、徳島

県の関係者に出席を願って伺いたいから委員長呼んでいただきたい。運輸大臣並びに東京都と徳島県の経理局長か、その辺でいいから。

○国務大臣(中村梅吉君) 今御指摘のような実情にはあるわけでございす。私も、私どもも極力勧奨をいたしまして、この法律がありまして以上は、事業の遂行をなめらかにするために、こゝういったルールに乗るよう努力をいたしておる次第でございますが、今局長から申し上げました国鉄あるいは東京都、徳島県とそれそれ内部事情がございまして、まだそういう態勢になつてきておりませんが、今後ともわれわれとしては極力勧奨しまして、できるだけ統一のつくようにして参りたい、こう思っております。な次第でございます。

○田中一君 これはまあそういう点は建設大臣に質問するのは間違ひでありますから、東京都並びに運輸大臣、徳島県の出先の機関があるはずですから、呼んでいただきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 東京都、徳島県などについてもやはり私も私も気にしておったのであります。徳島県は再建団体であつて前払いが非常に県の財政事情が困難のために参加できなかった。それから東京都は場所柄非常にこの工事の希望者が多いのですから、そうするとますます競争が激しくなるのじゃないか。むしろ出来高払いで現実にはできた分からはきつと払っていいのじゃないか。そういう点からいく仕組みのほうは、そういう点からいいのじゃないかというようないきさつもありまして、延び延びになつてきておるわけでございす。これらの事情につきましては所管の局長が詳し

く知っておりますから、一応ひとつ、私の取り纏め話よりも局長から御説明を申し上げたいと思うのですが。

○田中一君 局長の取り纏め話よりも当該当局の話のほうが正しいと思ひますので、呼んでいただきたい。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいまの点でございまして、われわれのほうにおきましていろいろ関係当局に對しまして、前払いの保証の法律の実施について勧告をしてきておるのが今日までの状況でございます。東京都につきましては、その例外になつておりますので、昨年来も引き続きまして話を進めておるわけでございす。東京都が前払金を実施していないという理由をいたしましては、大部分の工事について都は材料の現物支給を行なつていゝというところ、それから第二は、出来高払いにつきましては相当こまかく完全に行なえる措置を講じておる、それから業者が材料の持ち込みをする場合におきまして、その価格の八割を即時支給するというようなこと等によつて、工事の進捗をはかる手段を講じておるから、したがって今将来について引き続きこの前払金の制度の適用を検討しよう、ということをお申しておるのが現状の姿でございます。

徳島県につきましては、ただいま大臣からお話ございましたように、この県は相当に、赤字財政再建の指定を受けてまして、なお再建期間の団体でありますので財政的な余裕がないというの、一つの県の立場の申し開きになつております。で、このために地元建設業界では、中小企業協同組合法によりまして協同組合を設立いたしておりますが、この県の発注工事を請け負った会

社は、この協同組合に對しましてその工事代金の債權譲渡をいたしまして、組合の保証を受けまして金融機関から金融を受けておる、というのがこれに對する代償の措置として行なつておられます。しかしだんだんと財政の事情も好転をしてくる状況でありますので、われわれのほうといたしましては正規の制度の運用ができるように、局に對しても十分勧告をいたしておるという状況でございます。

業会社が現在持つております保証基金は、昨年十二月三十一日現在で約十六億圓ということになっておりまして、うち北海道保証会社が約一億八千万圓、東日本が約八億九千万圓、西日本が五億四千八百万圓、こういうのが現在の保証基金の額でございます。

○委員長(大河原一孝) 速記をとめて。質疑を続けます。

○政府委員(關盛吉雄) 前払金保証の保証事故の発生状況でございますが、昭和三十一年度におきましては、件数にいたしまして三十一件、保証金の弁済高は七千二百万円程度になっております。

○内村清次君 現在前払い保証事業を行なつておる北海道、東日本、西日本の三保証会社の最近の保証の状況、それから保証基金の積み立て計画、こうやうな点をひとつ具体的に説明してもらいたいと思つております。

○政府委員(關盛吉雄) 現在の三保証事業会社の状況でございますが、三十六年度におきましては昨年の十二月末現在の保証高九百六十七億九千万圓ということになっております。保証件数といたしましては約二万八千六百件、したがってこれに伴います保証収入は十二億八千八百余万円、これが各保証会社の十二月末現在における保証の状況でございます。なお、この三事業会社が兼業いたしております金融保証事業につきましては、昨年の十二月末現在で保証高が一億八千二百余万円、保証件数が五十九件の保証を行なつております。

○政府委員(關盛吉雄) 現在の三保証事業会社の状況でございますが、三十六年度におきましては昨年の十二月末現在の保証高九百六十七億九千万圓ということになっております。保証件数といたしましては約二万八千六百件、したがってこれに伴います保証収入は十二億八千八百余万円、これが各保証会社の十二月末現在における保証の状況でございます。なお、この三事業会社が兼業いたしております金融保証事業につきましては、昨年の十二月末現在で保証高が一億八千二百余万円、保証件数が五十九件の保証を行なつております。

○内村清次君 この改正案で保証基金を廃止するということになっておりますが、その理由はどのようなわけですか。

○政府委員(關盛吉雄) この保証基金につきましては、前払金の保証に関する法律ができた当初から、この保証基金という制度が設けられたわけでございますが、何分にもこの保証会社は、当初の保証を実施いたします上から見ましての見通しをどのくらいにしたらいいか、という点について

いろいろとあつての経験でございます。それで、設立の当初から保証債務の弁済能力を充実するというののために、保証基金という制度が設けられたのでございます。最初に設けられた当初は保証料日歩一銭と同額のものを徴収いたしておつたのでございますが、昭和二十八年の六月にはこれを保証料の二分の一に相当する金額ということに改めたのでございます。その後における最近の保証事業会社の業績もかなり順調に進んで参りましたこと、一般に前払保証の制度が大部分の地域につきましてはとつていただくと、いうこと、それに特に公共工事の増大というに伴ひまして、保証会社の経営の基礎が若干確立するやうな方向に向かつておるといふわけでございまして、しかし形勢的にはまあその段階といたしまして、保証基金を早く廃止いたしまして、保証契約の相手方である請負者の負担を軽くするといふことと、実際の必要を満たすために、この基金を廃止するといふことがこの法律案を提案いたしました理由と現在までの情勢でございます。

○村上春蔵君 関連して、この保証基金を廃止することはけつこうなんです、実際にその保証会社が保証の基金がなくなつてもよいというなことをおっしゃつておるが、それは第三者に保証の責任を転嫁することになりませんか。というところは、いわゆる保証会社があるの、起業者のほうはさらに工事完成保証人という、その請負工事会社と同格以上の会社の保証をとつて、万一その金を借りた業者が工事完成の能力がない、支払いをしない場合にはその工事完成保証人がこれにか

わつて工事を進めるわけですね。そうすると、それから起こるころの差額の損失というものは保証会社が支払いをしなければならぬわけですね。ところが事実上はどうかという、その工事完成保証をした建設業者がこの責任を全部負担しておる。したがつて、保証会社は何ら保証の責任を果たしてないという事実があるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(關盛吉雄) ただいまのお尋ねでございますが、そういうことが起こらないように先般この法律が改正せられて、工事完成保証人に対する支払いという制度が設けられたのでございます。したがつて、保証会社

○村上春蔵君 それでは、かりに工事の仕事を上げた、そのやりかけの仕事をやり上げるという責任ある判ことを押したわけですね。その際に、どうせ工事費が足りないのだから、その場合に、保証会社がその差額の欠損を、工事完成保証をしてる業者に支払いますか。

○政府委員(關盛吉雄) 今度の御質問でございますが、極端な例を申し上げますと、Aという業者が百万円の仕事を請け負ひまして、まあ四十万円の前払いをもらつたと、そのまま全然仕事をしないです。その四十万円をAという業者が持ち逃げをしちやつたという場合に、まあBという完成保証人が附いている場合には、発注者としてBという完成保証人に工事の完成を要求するわけでございます。そうして結局Bという完成保証人は、六十万円の資金で百万円の仕事をやらなければならぬ、四十万円は持ち逃げされておりますから。そうするとBという完成保証人に対して保証事業会社が四十万円を支払つてやるといふことで、Bといたしましてはその四十万円プラス六十万円、計百万円の仕事を完成できるという仕組みに三十五年の改正でいたしたのでございます。

○村上春蔵君 それでは現実の問題として、實際いうと工事起業者は仕事を発注する際に、指名をするからには、その業者の仕事を完成する能力とか、資格すべてを調査して指名をするんですね。それに今度はまあ工事完成保証人が必要であるといふ、非常におかしいんですね、問題としては、そういうまたさらに工事完成保証人をつけるやうな業者を指名するといふことがおかしいんです。實際いうと、それはどういう意味ですか。という、むしろ保証会社のさらに保証をしてやうやうなものなんです。それで現実の問題として、過去においては、そういう場合に、してないんです。そのいわゆる工事完成保証をした会社が全部の損害をかぶつて仕事を完成しておるやうになつてますか。その差額をどうやうに、足らないところを、これは間違ひありませんね。

○説明員(原口隆) 三十五年の七月の

法律で改正になりまして、第十三条の二という規定で工事完成保証人に対して支払うという規定が新しく設けられまして、そういう不都合のないような措置を法律的には講じてございます。

○村上春蔵君 もう一つお尋ねしておきますが、そうすると今後は工事完成保証人は工事を完成するだけの責任であって、そうしてその工事完成のため以前の請負金で足りない分の損害は保証会社が全部払うということですね。そういうことですか。

○説明員(原口隆君) つまり百万円の工事を請け負いまして、実際上は工事完成保証人がかわってやった場合に、百万円になるかもしれないが、その百万円につきましては、この十三條の二は問題にいたしておりません。前払いをいたしました金額と、途中で投げました業者の出来高との差額についてだけ保証いたしております、ということの建前になっております。

○村上春蔵君 それは何ですか、百万の工事をかりに請け負ったと、そうしてあと正当な契約の内容における出来高がかりに三十万円残つておると仮定しますと、その前に支出は百万円かかると、仕上げるまでには、そうすると七十万というものを保証会社が出すんですか。

○説明員(原口隆君) 十万円でございす。百万円の工事を請け負いまして、四十万円の前払いをもらった、もらった業者が途中で三十万円の出来高ができて投げた場合に、完成保証人が引き継いで工事を完成いたしますが、その場合には四十万円の前払いと出来高の三十万円の差額の十万円だけを、会社が完成保証人に払うという仕組み

ございす。

○村上春蔵君 そうすると、そのあとは全部工事完成保証人が払うということになりますね。

○田中一君 そこでその出来高三十万円の十万円、その十万円の請求権というものはいつまで残しておくというのですか、その場合には会社がつぶれて、破産して、すっかり清算して、配当があれば配当、十万円のうち一万円取つて九万円の請求権というものは、そのときに初めてなくなってくるのですか。そのまゝ要するに十万円というものは完成保証人に対する債権として残っていくのですか。

○説明員(原口隆君) 求償権としましては投げたほうの者に十万円の求償権が残るわけでございます。

田中一君 残つてそれがその会社の清算、すっかり破産して清算された場合には、取れないものは債権と計上していくというわけなんですね、この十六億の保証基金、これはむろん何にも流用しないで預金してやるのでしようね。これは預金の方法はどういう形で三つの会社が行なつていますか。長期の預金でやつていくのか、金利が余分に取れるような方法でやつていくのか、あるいは現金を持っていますというのか、この点は実態はどうなんですか。

○政府委員(関盛吉雄君) この保証基金は、その性格上預かり金でございまして、したがってその管理の方法につきましては、業務方法書に記載いたしておりますが、それは預金でありまして、あるいは地方債なり国債なり、というような債券、あるいはその他の

信託方式による株式等の形で保管をいたしておるといのが各会社の実情でございす。

○田中一君 そしてこの十年間十六億になったというこれに対しては、その基金による利益というものはどれくらいになつています、基金による利益というものは、その利益の使途というものは、預金ならば金利ですわね。そういうものは業務方法書では何に使つていふようになっていふのですか、そのまゝ加算されて十六億にということなんです。原資合せて十六億という数字

益が上がつた、その場合に損失がある場合もあるだろうし、利益がある場合もあるという場合には、業務方法書ではどういふ処分を認めていふのですか。

○政府委員(関盛吉雄君) この保証基金は法律の十七条にありますように、一応定款の定めるところによつて積み立てることになっておりますが、その徴収されました保証基金、これは責任準備金をもつて保証債務を支払ふことができる場合におきましては、保証債務の弁済に充てるといふことができ性質のものでもあります。そこで今日まではこの保証基金に手をつけなければならぬというふうな段階には全然到達いたしておりません。先ほど申しました金額はその原資に相当する金額が十六億ぐらいということでございます。その発生いたしましたところの果実等につきましては、これは一定の法律によつて責任準備金、あるいは会社の定めるところの支払い基金の積み立て、その他必要とするところの事業費に充てることもできるわけでございます。

○田中一君 実態はどうなつていますか、その果実は。それは適当に自分の会社の運営の経費に充当して使つておるのですか。この十六億が原資であるならば、それはどうなつていふのですか。

○政府委員(関盛吉雄君) これは会社の経理の状況でございますが、これは法律等によつても規定されておりますが、損益の計算の方式によりますと、この保証基金の果実は営業外収益として計上されておる。したがつてその支出の場合におきましては、先ほど申しましたように、その収益として上げたものの果実は、あるいは責任準備金に繰り入れられ、その他の収入と合

わせまして、あるいは異常基金準備金に充てられる、あるいは当該保証債務の弁済額にも充てられ得るものも、理論としてはあり得るわけでございます。しかし、そういう形には今までは使つておらないと、保証債務のほうには、それで一般の管理費等につきましても一部その中に使われておるといふことになる、使い得るといふこと

でございます。したがつてそれらを控除いたしましたものが、いわゆる純益として出てくるというのが経理の実際でございます。

○田中一君 そうすると、今度払い戻しをしようというこの十六億は原資でございす。

○政府委員(関盛吉雄君) お尋ねのとおりでございます。

○田中一君 これは従来業務方法書では、配当はどれくらい認めていたか。

○政府委員(関盛吉雄君) 各会社の配当金でございますが、これは一割ないし一割二分でございます。

○田中一君 実際の運営にあたつては、まあ今は主として建設業者は談合でやつていますから、予定価格を相当でやつていますから、予定価格を相当下回るようなダンピングはないと思ふのです。三つの会社とも予定価格はお

そらく承知しないでしょうか、そうすると、これは安い、安いから保証はできないのだというふうなものも今までは往々にあつたわけです。その限度は何か業務方法書か、あるいは指導で限度をきめておつたのですか。それとも一々予定価格というものを保証会社に

見せて、一億のものは七千万円とつて、初めてその場合には会社は自主的に保証しないということになるのですか。今は割合に仕事が多いから逃げ札を入

れる人が多い。あえて談合という言葉が刺激が強いならば、逃げ札を入れて、いる人が多から、割合に適当な価格で落ちて、いるから保証するけれども。

○政府委員(関盛吉雄君) 保証の拒否の問題でございますが、非常に極端な場合は拒否されております、そのうち、これはほんとうにまれな場合でございますが、保証会社はそれぞれ保証審査基準というものを持っておりま

す。ただいまのお尋ねの、請負金額が客観的な予定価格に比しまして不当に低いというふうな場合におきまして、

も、そういう一つのケースとして考えられるわけでございますが、各社ともびたりと同じ基準ではございせんけれども、そのダンピングに対する保証の拒否基準といたしましては、北海

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道、東日本、西日本等、それぞれ若干の比率の違いはありますけれども、発注者の予定価格または会社の積算価格に對して、八〇%とかあるいは九〇%未満である、こういうような特殊なもの、拒否するという規定を持っております。したがって請負金額が不当に低いというようなことのために拒否されておる、という例は非常に少ないというふうに統計の上では出ております。

○田中一君 拒否されたものは表面に出てこないから統計にならないわけですが、そのまま書類を取り下げるのですから、だから統計上じゃ低いというが、実際はあるのです。最近の二、三年の傾向というものは違いますが、これも、不況になると相当あるのです。それは自転車操業をやっておるの、今の建設業者の実態ですよ。やはり前払いを取って前の仕事を完成し、また次のものに持っていくということなんです。金融上、銀行等が建築抑制をやつて銀行では貸してくれないから、どうしても前払保証会社に頼る以外にない。だから拒否をしたという統計が少くないことは全然承つてこないからなんです。がんばつておる人もおるかもしれないけれども、相当多いと思うのです。また今後相当ふえるのじゃないかと思うのです。それは八〇%、九〇%限度内ならいいということですね、現在やつておるの、その辺の監督はやつておるのですか、建設省としては。

○政府委員(関盛吉雄君) 保証の拒否件数について御参考申し上げますが、三十四年度は二十一件、三十五年度が三十三件、三十六年度は二十三件、こういうふうになっております。それは今の保証会社の持つております保証審査基準に照らしまして、その審査の結果をとることによりまして、その中で申し上げるわけでございまして、実際はこの拒否した事例といひましては、保証申込者の財政状態が非常に悪い、たとえば手形が不払いになったというふうな、そういうふうな明らかなことでも悪いということがわかる、こういうふうな例が多いのでございまして、ただいまの請負金額との関係におきましては、先ほど申しましたようなものを一つの基準にいたしております。

○田中一君 八〇%なり九〇%という認定をするのは、必ず発注者は前払保証金に對して予定価格表というものをよこすのですか。

○政府委員(関盛吉雄君) これはその請負の価格が会社のほうがかつておるというものはなしに、会社のほうでやはり積算価格をいたします。したがつて、その積算価格に對しまして八〇%未満であるというふうな極端なダンピングになるようなことになると、これは問題であるというので、この基準を作つておるというわけでございします。

○田中一君 それはいいです。これ以上あなたと押し問答していてもあなたには知らぬよ、実態を。だからしようがない。

そうすると、この十六億は原資だけ返して、その証券投資なり、あるいは国債買つたり、公債買つたりしたもの、の利子というものは全然返されないのであることですね。

○政府委員(関盛吉雄君) これは保証金の法律で定められております性質上、果

金は返さなくてもよろしいというふうなことになるのであります。また保証契約の約款において原資を返すという規定になっておりますので、その規定に従ひまして、今後、法律公布後に對して弁済すると、こういう建前でございします。

○田中一君 最近、まあきのう、きょうは株も相当上がつてゐるから、今放すならば損はなさそうに思うけれども、損した場合にはどうするの。全然その基金には手をつけないで、事故が少ないから手をつけないで。しかし、証券投資なり何なりで赤字になつた場合は、その基金が十六億が十五億になつた場合には、一億の保証金というものは、当然会社が自分の利益から生み出して、原資だけ返すということになつておるのですか。

○政府委員(関盛吉雄君) これはまあ仮定の話でございしますが、現在の法律では、十七条の第三項で、保証債務の弁済に充てるために責任準備金をもつてしても支払いがきかない場合に、初めてこの保証基金に手をつけ得られるという段取りになつております。幸いにいたしまして、今日、どの会社も保証基金を大事に、その預かりました関係者に、権利者にお返しできるという状態でございますから、そのような懸念はないと、こう申し上げられると思ひます。

○田中一君 それは証券投資や国債投資をやつて利ざやをかせこうと、利ざやと利ざやをあげようと思つた。ところがそれが株の暴落等によつて原資へ食い込んで、損失が食い込んだ場合です、本来の保証事業をやる

場合なら、これはもうあり得ることです。しかし、そうじゃなくて、会社自体が証券投資等をやつて損失を見た場合には、その損失は当然会社が負担して、十六億に補てんしてこれをその場合に払い戻しするの、あるいは一億の損失があつた場合には、一億引いた十五億を払い戻しするの、どっちなんです。その業務方法書なり何なりはどうなつておりますか。

○政府委員(関盛吉雄君) 先ほど財産の管理につきましての保管の対象の債券の種類を申し上げましたが、なお、この業務方法書におきましては、運用財産といひまして、確実な方法を考慮いたしまして、現金とか、あるいはそういうような運用資金として管理すべきものが、全体の十分の八、その他の株式投資につきましては十分の二というように、この財産の利用方法を定めております。したがつて、保証基金を含めましてこの財産の管理につきましての安全性を確保するということが、現在の規定上講ぜられております。

それからなお、今日まで保証基金につきましては、いずれもその契約の定める時期に、確実に関係の被保証者に支払つておりますので、公平の原則から見まして、そのようなことの支払い、はできないような措置を講じられない、そういうようなことのないようにすべきものであるというふうな考へております。

○内村清次君 附則第二、「この法律の施行の際に積立てられてゐる保証基金については、なお従前の例による。」とありますが、この「従前の例による。」ということはどういうこと

ですか。

○政府委員(関盛吉雄君) この保証基金の支払いでございしますが、これは各保証会社が、業務方法書及び約款に保証基金の払い戻しについての原則を規定いたしております。これが保証契約を締結する際に結んでおるわけでございします。で、その方式は、保証基金の預託を受けた日から起算をいたしまして三年を経過したものであつて、しかも、保証基金にかかる保証契約の保証期間が満了したものにつきまして、建設大臣の承認を得まして保証契約者に支払つておる、こういうこととございします。したがつて、この保証基金につきましても、今後三年間に保証契約の保証期間が満了したものから、順次、保証契約者に支払いをしていく、これがたまたまお尋ねのございました附則の条項の効力ということになるわけでございします。そのようにいたしまして保証基金は今後新たな契約を締結するについては必要ではない、しかし、従前、締結されておる保証契約に基づき保証基金の処理につきましては、従前の例によるということにいたしましたことによつて、ただいまのお答えを申し上げましたような処理をして参る、こういうこととございします。

○内村清次君 そうすると、三年を経過すると、一時に十六億を直ちに支払うというのではなくして、三年間です、原則的にはですね。事業方法書の第十六条ですか、この例によるわけですね。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいまお尋ねの条項は、東日本建設保証株式会社の事業方法書によりますと第十六条、それから同じく同会社の前払金保

証約款によりますと第十四条の規定でございます。

○内村清次君 それから保証基金の最高限度といいますが、大手請負業者が最高限度の保証金を出さず、やっただ例ですね、何億ぐらい出すのが一番大きい額か。

○政府委員(関盛吉雄君) これは、一保証契約者に対する保証総額は、十億円を限度として運用されておりますが、特別の事由によって大臣の承認を得た場合におきましては、その限度をこえることも可能であります。大体この十億円程度が最高でございますが、ごく最近の例といたしましては、一件だけ二十五億程度の承認を与えた例がございます。

○内村清次君 そうすると、もちろん最低という問題が、発生してきますが、保証基金の最低というのは大体幾らぐらいになっておりますか。それはもちろん工事の内容によっていろいろ違うと思うのですが、これは限度ないわけですか。

○政府委員(関盛吉雄君) これは五十万以上の請負工事につきましては、前払保証の対象にいたしております。

○内村清次君 すると、この三つの保証会社が自己資金としては十八億九千九百八十万円の自己資金があるわけですね。すると、これは自己資金を拡大するといふ方法としてはどういうことをするわけですか。

○政府委員(関盛吉雄君) この方式といたしましては現在とられておりますように、いわゆる保証契約の準備金を充実していくというようにいたしまして、この保証能力を拡大していくという方法が内部保留の格好ではまず一つ

の方法でございます。それから第二の方法といたしましては株式の、資本の額をふやす、こういうこともその方法でございます。それから消極的な方法といたしましては、いわゆる事務費なり、あるいは公益性等を考えまして、配当等につきましても公益事業の例に従って適正なものに限っていくというような事柄も、その資本の充実という方法かと考えます。

○内村清次君 すると現在のこの三つの保証会社が資本金の合計としては四億一千萬でしよう。それから自己資金としては十八億九千九百八十万、株の構成としては四億一千萬と、こういう三つの三つを合せて会社の内容的な資金形態だと、こういうことになるわけですね。それに対して今局長が言われたように、たとえば株主の出資金を多くするのだとかいうようなことにならぬでしょうか、そのほか何か自己資金を大きくするという方法はございませんか。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいま申し上げましたように、積極的な方法によつて保証事業会社の流動資本なり固定資本なりを増加していくという方法と、それから消極的に資産の減少を防止するといふこの二つが、保証会社の一番の自己資本を充実する方法だと、こういうふうな考えです。

○内村清次君 それは、私が今質問しておりますのは、特にこの法案に対して衆議院のほうで付帯決議をつけているのですが、その内容の中に「自己資本の充実による経営基盤の安定をはかり、特に保証料の引下げ等中小業者の負担を軽減せしむるよう指導すべきである。」こういった点がありますが、そ

の「保証料の引下げ」というやつはどういった形によつて引き下げ可能というふうになつてきますか。

○政府委員(関盛吉雄君) 現在の保証会社の経営の基盤につきましては、いろいろ十年の今日まで期間をたどりまして、保証金を廃止してもよろしいという段階になつたわけでございます。しかし、各会社によりまして若干の基盤の安定の度合いが違つておりまして、この保証基金を、約款に定められましたやうな年限に従つて従前の例によつて返還をしない、現在の保証の見込額を算定いたしましても窮屈のやうなところもございまして、したがつて、従前の例によつてこの保証基金を返還をするというのがこの保証基金を廃止する法律でございまして、引き続きまして今後の公共投資の増大なり、あるいはいろいろな方法によりまして、関係の建設業の建設力というものの支援をするという形で、適正な工事が行なわれるということになります。

○内村清次君 保証能力といふものがふえいくといふことが必要でございまして、資本はこの株主の方々のまあ増資にたよらなければなりませんので、現在の株式の所有者は六割を建設業者の方々、四割を関係の金融機関の方々を持つておられるわけでございます。その方々によつて援助をしてもらうか、あるいはそれ

も問題でありますときには、保証会社独自といたしましては、先ほど申し上げました純利益を出すように努力をするといふことに、今後一そう気をつけなければならぬところだと思ひます。

そこで、現在の保証会社の前払金保証をいたします際には、日歩一銭の保証料とそのほかに五厘の保証基金を納めておたつたわけでございます。これがまあ今日のかなり基盤を強化する一つの元になつたわけでございます。これをはずすといふことと同時に、今のやうなことをやつていかなければならぬ。保証料の減額の方式につきましては、現在九十日までは一銭、それから通減をいたしております。そういうやり方がいいのかあるいはまた当初の一銭をどのやうに定めるのが適正なのかといふやうなことにございまして、もしその会社の財政力とにらみ合わせて検討する事項であらう、こういうふう

に考へておる次第でございまして、○内村清次君 付則第一項に、この法律は施行の日を公布の日から起算して六十日をこえない範囲において政令で定める日とした、こういう理由は何か定めるところがある問題がございまして、○政府委員(関盛吉雄君) この法律の施行につきましては一定の政令で定める期間を置いておりますが、これは定款の変更でありますとかあるいは業務方法書の変更等の手続が要りますので、若干の政令で定める準備期間をとつたわけでございます。しかしながら、なるべく早くこの法律の実施ができるやうな態勢で進みたい、こういうつもりで目下いろいろ指導をいたしております。

○田中一君 国鉄にちよつと聞きますが、どうも今まで二十七年にできたこの法律、御承知ですね、そのたびに国鉄を呼ばなければならぬ。聞くところによると、去年の十月からどうやら部内で前払金の支払いというものは五〇%程度まで認めるといふことになつたそうですが、この法律の成立の当

初、国鉄の仕事というものは非常に重点的に考へると思つたわけであります。ところが十年たつてもいまだにこの法律の適用をしようという気持にならぬ。どこに原因があるのか。ことに最近の東海道の新幹線等の工事は、用地の買収ができないために多くの建設業者が手持ちをして大へんな損害を受けているのです。これは少なくとも局長は御存じだと思ひます。今までなぜこの制度を活用しなかつたかといふことが一つ。

それから昨年の十月から前払制度を実施しているといふこと、踏み切つた理由は何かであるか。

それからこの法律でもこの場合には金利は日歩一銭です。ところが国鉄は二銭である。今提案されている一部改正のこの法律によつて、基金五厘も、この条文が削除されて、積み立てられた十六億という金が払い戻されるという非常に前進してきたこの法律による事業の現状から見ても、国鉄は十年おくれであるといふ印象を受けるわけですね。こういう制度によつて他の事業の受け入れ工事がスムーズに進んでいく。しかしどうも国鉄の不当な契約によつて圧迫をされる損失を、この法律によつて行なつた事業がカバーしているといふことに今までなつてきたのではないかと思ひます。その金利の点等についてひとつ説明して下さい。

○説明員(豊原康次郎君) ただいまお話の国鉄の前金でございまして、今までは工事の前金を払います際に、単なる前金の保証だけでなく、工事の履行保証というものを同時にやっておりますので、前金払いを受けた業者が途

中で何らかの事情によって工事を完工できないという場合には、その工事を引き継いで履行するという保証者と、前金の保証というものを同時にやっておたのでございます。私どもとしましては工事ができ上がるということと、前金が回収できるというこの二つを同時にやる保証が望ましいというところで、国鉄独自と申しますか、そういう前金の保証の方法をとってきただ、こういうことでございます。

○田中一君 そういふ制度はいつからやっているのですか。

○説明員(豊原廉次郎君) これは私記憶が少し確かでございます。私もわかたせませんが、二十五年ごろからのものでございます。二十五、六年ごろだったと記憶します。

それから金利の点につきましては、私どもの資金というものは、なるべくと申しますか、二銭という金利は市中から見て高いものではない、むしろ今となつては安い金利であるのであります。まあ保証料というものがそれに今のお話で一銭五厘から一銭プラスされるという事になりまして、業者にとりましては国鉄からとられる、とられるといひますか、国鉄に払う利子の二銭と保証料としての一銭ないし一銭五厘というものは相当高いものになるかも知れませんが、まあそれは別といたしまして、今までの方法で私どもも大きな支障を生じていないと考えております。ですから、現行の方法すなわち同業者の履行保証か、または銀行保証というものをとおしていただくとして、もちろん中には国債その他金融債をもって担保としておるものもございます。

○田中一君 この制度で前払いする方法が不安心なんでしょうか、国鉄は市中銀行または同業者の履行保証なり完成保証なんというもののほうが安全だといふのですか。金利が二銭とか一銭とか高いのは別として言っているけれども、別じゃないのです。それを問題にしている。

それから今まで前払い制度というのは二十五年から国鉄はやっておたといふのはどういふ形のものをやっておりますしたか。

○説明員(豊原廉次郎君) 工事並びにその他物品の購入等につきまして前金払いの制度をとっておりまして、前金う大きな前金を払っておたわけではございません。で保証の方法といたしましては今申し上げましたように、国債その他の政府保証債並びに金融債といふものと銀行の連帯保証、その他、これは数は非常に少ないのでございまして、保険会社の保険といふものを担保として前金を払っておたわけでございます。

○田中一君 ほんとうに前金払っておたんですか。昨年十月から、東海道新幹線からしめぬけれども、初めて五〇〇程度の前払いの支払いを行なうようになったといつて政府は答弁しているんです。あなたの言っていることと違ふじゃないですか。

○説明員(豊原廉次郎君) 工事につきましては制度はございましたけれども、ほとんど実績はございませんでした。

○田中一君 どうしてしなかつたんですかと聞いているんです。こういう法律によるところの制度といふものが十分であり、かつ危険だからこれを利

用しなかつたんだといふんですか、どこにあるんです。これを採用しなかつた理由は。

○説明員(豊原廉次郎君) 今までは前金を払いました際に、契約金額をそれだけまあ利子相当部分を減額するといふ国鉄の内部手続をやっておりますたので、その手続がやや煩瑣であるといふこともございまして、請負業者のほうから要求がございまして、請負金額で、非常に少ない実績しかございまして、金額の改定という方法をやめまして、前金に対する利子は利子として計算して、これを収入にとるといふ方法にいたしましたので、それから実績は上がってきたといふのが実情でございます。

○田中一君 そうすると、国鉄の契約の中には、相手方の請負金が必ず銀行なり、高利貸しなり、低利資金なり借りるといふ前提でもって契約締結をされておたんですか。金を借りる金利部分だけは軽減するという方式をとっておたんですか、そういうことがあり得るんじゃないか。

○説明員(豊原廉次郎君) 従来の方法はそのような契約金額の前金を払うものと払わないものとの公平を期するため、前金を払った場合には、契約金額から利子相当額を減額するという方法をとって参りました。

○田中一君 前金を払う場合には利子相当額を請負金額から一定の率で軽減するといふことなんですか、前金を払わない場合には、銀行から借りるであろう金利といふものは、請負金額にプラスされなければなりませんね、どっちみち、そういうことなんですか。

○説明員(豊原廉次郎君) 一般には工事の積算の中に金利部分といふものも考えられるのではないかと思います。

○田中一君 これは会計検査院を呼んで下さい。こんなことは僕は契約行為にあり得ないと思うんですよ。相手が山ほど現金を持っておる人もいれば金がない人もおるんですよ。しかしそんなことは金を借りるであらうといふことを予想して、請負金額にその金利部分だけ足してやるというところは、会計法上許されるものかどうかといふことは、僕は非常に疑問です。これは会計検査院をひとつ呼んで下さい。

○説明員(豊原廉次郎君) 私の申し上げましたのは、前金を払う行為と払わない行為とは業者の負担が違ふのではないかと。それで前金を払う者につきましては、金利相当部分を引くといふのを昨年の十一月までそういう方式によってやつたわけでございます。ただいまではそういうことはやっております。

○田中一君 どうも僕にはこれは納得できない。会計法上、契約上そういうことが許されるかどうかといふことは疑問です。それはもうどこに聞かれても恥かしくない契約行為なんですか。

○説明員(豊原廉次郎君) ただいま申し上げておりますように、契約額の改定ということはやっております。その金額、前金を払いました場合には、その金額に對しまして前金の回収されるまで日歩二銭という金利を国鉄でとっておるわけでございます。

○田中一君 世界銀行で借りた金利は幾らですか。

○説明員(豊原廉次郎君) 年利五分七厘五毛でございます。

○田中一君 国鉄は何ですか、世銀から年五分七厘五毛で借りて、これは一銭七、八厘になるそうですね、日歩にするとか、それを二銭でまた貸して、利ざやをかせぐという高利貸しですか。

○説明員(豊原廉次郎君) 決して高利貸しといふことはございせん。この五分七厘五毛が利率でございまして、貸付金の未引出額につきまして年利七厘五毛という手数料を別に払つておりますので、両者を加えますと約二銭にはなるかと思ひますが、考え方として、ましては、私どもは別に世銀だけでございまして、ほかいろいろ鉄道債券その他の金もあるわけでありまして、これと市中の金利といふようなものを考えあわせまして二銭といふことを考えておるわけでございます。

○田中一君 どうも僕は国鉄のやり口が納得できないのですが、そうすると昨年の十月から日歩二銭で五〇〇程度の前払いを支払うという制度を始めました。それはいつからの契約に對して始めたのですか。これは昨年の十月以降の契約に對して始めたのですか。いつからの分に對してそれはやっておりますか。

○説明員(豊原廉次郎君) そういう方式でやりましたのは、昨年の十月よりした日には今覚えておりませんが、十一月から十一月だと思ひますが、十一月からです。

○田中一君 十一月分からの新しい契約に對して始めたのですか。それとも三十六年四月からの分に對して始めたのですか。

○説明員(豊原廉次郎君) 十一月分からの新しい契約について始めたわけでございます。

○田中一君 そいふもちょっと僕の調べたところでは違ふ。そうするといま上程されている公共工事の前払保証に關する法律というものを使つては国鉄は損であるから、だから金利二銭とつてしかに貸しておるほうが得だということをやつておるわけですね、どつちみち。

○説明員(豊原康次郎君) 私どもはそういう考えがあるわけではございませんが、今の同業者保証——銀行保証なり国債その他の担保なり、または特に認める場合には同業者保証というやうなもので工事が円滑に行なわれておるといふことに理解しておりますので、担保の種類としてはそれくらいで十分じゃないかという考えのもとにやつておるわけでございます。

○田中一君 建設大臣に。今国鉄の豊原経理局長は僕の質問に対してあのやうな答弁をしたのですが、建設大臣、この法律を主管されておる立場から、国鉄も、この法律によつて少なくとも完全な工事を施行し得る状態に金利をもつていったほうがよいと思ふか、あるいは国鉄が今のやうに二銭の日歩を取つて——この法律による金利よりも倍額になるわけですが、取つてやつたほうが妥当かあるいは好ましいと思ふか、どちらにお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) この前払保証に關する法律がございまして、できるだけ公共性を帯びた工事としては統一して適用していただくことがいいと私も思つております。国鉄のほうにもこれは今後お願いしたいと思ひますが、ただ国鉄には国鉄のいろいろの事情、歴史があると思ひます。私も詳しくは存じませんが、国

鉄では請負に付する業者などの選択に非常な古い歴史がありまして、厳密でありまたおそれくこの前払保証の適用を受けなくてもいいやうな有力な事業体もきつと多いのじゃないかと思ひますが、しかしながら時代はだんだん変遷して参りますから、この法律があります以上は、できるだけひとつ早期にこのレールに乗つていただけるやうにお願いしたいものだ、こう思つております。

○田中一君 少し建設大臣遺憾されて答弁しておるやうに思ふのですが、そんなに金が遊んでおるやうな状態じゃないと思ふ。ただかか二十億か三十億をもつてそれこそ年間一千億に近いやうな仕事をする業者もおるのですから、これはひとつ建設大臣、運輸大臣と話し合つて下さい。まるで高い金利は建設大臣のほうで出る仕事でカバーしておるやうなものです、国鉄の仕事というものは……。

もう一つ局長に聞いておきますが、十一月一日から今のやうな制度に変えたと言ふけれども、その前の仕事で——ことに東海道新幹線などはあなたのほうで一気呵成にやつてしまおうと思ふものだから、全部に割当注をして仕事を進めておるけれども、用地買収ができないうちにみんな手持ちしておる、こういうやうな手持ちの損害というものは契約上だれが負担するやうになつておるのですか。

○説明員(豊原康次郎君) これはいろいろな事情によつて異なるわけでございますが、今の用地買収のおくれといふものから手持ちしておる場合といふものは、まだ国鉄の責めに帰すべき原因とは私ども今の状態では考へており

ませんので、国鉄で負担するというやうな現段階においては考へておりません。

○田中一君 そうすると、請負人に土地の買収を担当してゐるのですか。国鉄が土地の買収を行なつてゐるのではないのですか。

○説明員(豊原康次郎君) 国鉄が土地の買収をやつておるわけでございます。

○田中一君 国鉄が土地の買収をやつて、それでその工区の契約というものは、土地が買収になつたならばそこからは始めると、こういう契約になつてゐるのですか。土地の買収が完了したらそのときから起算して何カ月間、あるいは何年何カ月間で行なえといふやうな契約になつてゐるのですか。あるいはいつごろ土地の買収が済む、したがつて、そこから出発したら工期はいついつまで、こういう契約になつてゐるのですか、どつちなんですか、そここのところは国鉄の責任じゃないか、ということを言つておるところを見ると、そういう工期の問題は全然契約に

触れていないのですか、それとも……。

○説明員(豊原康次郎君) 工期の問題は原則としていたしまして、用地買収が終つてから工期を出すというのが原則であると思ひます。ただ小さな部分だけが未買収というやうな場合には一部を残して工期を出すという場合もございます。

○田中一君 あなたのほうに私が今疑問に思つてゐるやうな点の陳情が相当きてゐるでしよう。用地の買収ができないうちに請負人が手持ちして、それこそ四、五億の仕事に何千万という損をしてゐる業者がおるといふことは、

あなたのほうに陳情が來てゐるでしよう、経理局長ならば。

○説明員(豊原康次郎君) 私のところへ直接來られたことはございせんけれども、新幹線総局なりまたは総裁、副総裁等のところへ陳情があつたといふことは聞いております。

○田中一君 聞いてゐるけれども、それは国鉄の責任ではない、一応どういふ段取りをしたか知らぬけれども、それらのものは全部業者の責任であるといふことなんですね、見解は。

○説明員(豊原康次郎君) ただいままでの段階ではそういう見解になつております。

○田中一君 国鉄に対しては、いづれまた十分にそうした問題についての調査をいたしたいと思ひます。どうも納得のできない、理解のできない点がたくさんあります。今度は会計検査院なり、大蔵省なりを呼んで、あなたのほうもきてもらつて十分に対決をしてみたいと思ひます。

○委員長(大河原一孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一孝君) 速記をつけ。他に御質疑はございせんか。他に御質疑もないやうですから、質疑は終了したものと認め、これより本案についての討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もないやうでございまして、討論は終局したもの認め、これより本案についての採決を行ないます。

公共工事の前払保証事業に關する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決す

ることに賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(大河原一孝君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては委員長に御一任願ひます。

○委員長(大河原一孝君) 次に、水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。逐条的の補足説明を願ひます。経済企画庁曾田総合開発局長。

○政府委員(曾田忠君) ただいま議題となりました、水資源開発公団法の一部を改正する法律案本文の説明を簡単に申し上げます。

第三条の二は水資源開発公団の資本金に關する規定であります。この公団の資本金を、三億圓とし、政府がその全額を出資することといたしました。この金額はすでにこの国会に提出いたしました昭和三十三年度の一般会計予算に計上いたしております。なお、さらにその資本金を増額する必要があるときは、予算で定める金額の範囲内で、政府が追加して出資することができるとしたのであります。

第二十条の二は、国や都道府県が、すでに着手してゐる水資源開発事業の一部を、公団が承継して行なう場合の規定であります。

この規定により公団が承継することとなる事業は、建設大臣が直轄で工事を施行してゐる多目的ダム建設事業、または国営もしくは都道府県営の土地改良事業のうち、主務大臣が事業実施方針で公団の業務と定めたものに相当する部分であります。ただし、都道府

府

県営土地改良事業につきまして、当該都道府県から主務大臣に対し、公団において実施すべき旨の申し出があったもので、かつ、事業実施方針で定められたものに限り、こととしたのであります。

次に、事業の承継の時期は、当該事業にかかります公団の業務について、主務大臣が事業実施計画の認可の公示をした日の翌日と規定したのであります。事業の承継の効果は、第一に、事業の実施主体が国または都道府県から公団に変更されることであり、第二に、当該承継にかかる事業及びこれと一体となつて実施されてゐた一定の事業に

関し、国または都道府県が有する権利及び義務が、事業の承継に伴ひ公団に承継されることであり、ここで公団が国から承継する権利及び義務の範囲を具体的に申し上げますと、工事中の未完成の施設のほか、当該事業に使用され、または使用されている事務所、倉庫、車両、機械、器具、工事材料等の所有権、その他工事の請負契約、工事材料の購入契約等の法律関係がそのおもなものであります。ただし、治水特別会計に属する地方債証券のように公団に引き継ぐことを適当としないものは、政令で除かれる予定であります。

なお、都道府県営土地改良事業の承継の場合におきましても、おおむね以上に準じて権利及び義務の承継が行なわれることになるのでありますが、当該都道府県の立場を尊重いたしまして、この場合に公団が承継する権利及び義務の範囲等は、当該都道府県と公団との協議によつて定めることとしたのであります。

第二十條の二第七項は、公団が国営土地改良事業を承継した場合におきまして、その承継前に国が土地改良法に基づき都道府県、農業者等の負担金を立てがえて工事を行なつてゐたときは、公団が、水資源開発公団法の規定により徴収した負担金のうち、その国の立てかえ分に相当する金額を国庫に返還しなければならぬこととしたのであります。

第二十三條の改正規定は、河川法の法令番号が第二十條の二に挿入されたことに伴ひ、現在第二十三條第一項におかれてゐる同法の法令番号を削つてゐるのであります。

次に、第三十條は、本来、公団の行なう灌漑排水事業についての受益都道府県の費用負担に関する規定であります。ここで同条を改正しようとする趣旨は、当該公団の行なう事業が国営土地改良事業を承継したものである場合には、その承継に国が要した費用についても、当該都道府県がその一部を負担すべきものとするのであります。

第四十一條の改正規定は、公団が発行する水資源開発債券のほか、公団の長期借入金についても、政府が債務保証をすることができ旨を定めてゐるのであります。

附則第一項ではこの法律の施行期日を公布の日といたしてあります。

附則第二項は、公団が直接その本来の事業の供する一定の不動産または固定資産について、不動産取得税及び固定資産税を非課税とする旨の地方税法の改正規定であります。

附則第三項は治水特別会計法の一部改正の規定であります。これは、昭和

和三十一年度中に公団が建設大臣直轄の多目的ダム建設事業を承継する場合における治水特別会計の経理の特例等を定めるものであります。

治水特別会計は、現在、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の二勘定に区分して経理されておりましたが、公団事業関係はその前者に、直轄多目的ダム建設事業関係は後者に属しておりますので、昭和三十一年度の中途に行なわれる事業の承継を円滑にするため、同年度内に限り、その承継にかか

る公団事業の経理を特定多目的ダム建設工事勘定で行なうこととしたのであります。

以上をもちまして、水資源開発公団法の一部を改正する法律内の逐条説明を終ります。

○委員長(大河原一太郎君) それではこれより質疑を行ないます。

○内村清次君 公団総裁及び副総裁の人事が、内閣総理大臣の承認を得まして閣議で決定をし、水資源開発審議会の委員も一応決定をした。そこで現在まで水資源の開発促進法を含めて、公団法に対してどういふ事務処理がなされてゐるのか、この点をひとつ藤山企画庁長官からお聞きしておきたいと思

います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のとおり促進法によりまして審議会ができました。そして審議会の第一回の会合におきまして、水系の指定をいたしました。それから今お話のように、公団の総裁、副総裁について内定を確定いたしました。そして、その他の選任を進めておるところで

ございます。

○内村清次君 この公団の設立に關しまして、事務を処理するために設立委員というものが任命せられなくちゃなりませんが、そういった設立の準備を行なうようなことにつきましては、どういふようなことになっておりますか。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど大臣も御答弁になりましたが、今の御質問を受けまして補足的に私からお答えさせていただきます。

水資源開発公団法と水資源開発促進法、昨年の十一月に法律が公布されたわけでございますが、今年の二月十五日に公団法の施行期日を定める政令を公布いたしました。公団法を二月十六日から施行することとしたのであります。二月十九日に公団登記令を公布してあります。二月十九日に水資源開発審議会の委員の任命、二月二十三日に総裁となるべきものの指名というものを

行なつてあります。二月二十八日に利根川、淀川水系の指定につきまして、関係行政機関の長、関係都道府県知事並びに水資源開発審議会に協議あるいは意見を求めておまして、三月一日に第一回の審議会を開きまして、今の水系につきまして意見を求めるため審議会をお願いしたわけでございます。三月十六日に設立委員の任命がございまして、関係庁の次官をもちまして設立委員を構成しておるわけでございます。それ以外に具体的に水資源公団の発足の準備のための若干の人員を予定してあります。目下準備をしておるわけでございます。

○内村清次君 そうしますと人事の問題は、あさつての委員会までに一応出していただきたいと思つております。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど申し上げましたように、二月二十八日に水系の確定につきまして、関係行政庁のこれに対する協議あるいは審議会、関係都道府県に対する意見の調整という手続を行なつておるわけでございます。審議会といたしましては利根川及び淀川水系の確定については異存がないという答申がすでに入つてあります。

なお、関係行政機関の長のうち、一部につきましては、すでに水系指定につきまして異存がないというお返事もいただいておりますが、関係都道府県におきましては、いろいろ法案の審議の過程におきまして議論がありましたように、都道府県につきましては議会の議決を経るというふうな手続を経なければならぬところもあるようでございまして、大体水系の指定ができましたのは三月末かあるいは四月の上旬じゃないかと思つてあります。そういう水系の指定がありまして、大体四月の初旬ごろに基本計画につきまして審議会の御審議をいただきたいというふうな考へてあります。それから、そういう手続を終わりました。大体四月中旬に基本計画の決定をいたしたいと思つております。それに基づきます関係行政

設立委員を含めまして。

先ほど大臣からもあるいは局長からも補足説明があったようですが、水資源の開発水系の指定、それから基本計画と審議会、基本計画を土台としたところの関係各省大臣の事業実施の方針の趣旨、こういった一連の事務の処理というものをやつぱり経てなければならぬと思いますが、関係各省間の事業の実施その他につきましての方針は決定いたしましたのであります。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど申し上げましたように、二月二十八日に水系の確定につきまして、関係行政庁のこれに対する協議あるいは審議会、関係都道府県に対する意見の調整という手続を行なつておるわけでございます。審議会といたしましては利根川及び淀川水系の確定については異存がないという答申がすでに入つてあります。

なお、関係行政機関の長のうち、一部につきましては、すでに水系指定につきまして異存がないというお返事もいただいておりますが、関係都道府県におきましては、いろいろ法案の審議の過程におきまして議論がありましたように、都道府県につきましては議会の議決を経るというふうな手続を経なければならぬところもあるようでございまして、大体水系の指定ができましたのは三月末かあるいは四月の上旬じゃないかと思つてあります。そういう水系の指定がありまして、大体四月の初旬ごろに基本計画につきまして審議会の御審議をいただきたいというふうな考へてあります。それから、そういう手続を終わりました。大体四月中旬に基本計画の決定をいたしたいと思つております。それに基づきます関係行政

設立委員を含めまして。

さいません、農林省で考えておる計画でございます。

○内村清次君 この利根川水系の問題はあとで資料も出していただきますけれども、

れども、前のときにも申し上げましたように、この水系の工事計画、基本計画というものは出してもらいますが、建設省では、農林省のほうはたゞ農村の灌漑用水だから、利水のほうとは一つも関係ないのだというような考え方ですか。

○政府委員(山内一郎君) 建設省では利根川水系の関係で幹線水路の調査をやっております。その目的は、上流のダム群、下久保あるいは矢木沢のダムで作りました水を必要箇所に運ぶという水路でございまして、まあ今後いろいろ基本計画等で検討されるべき問題でございますが、その水をこの地点に持つていくか。建設省としては東京都の水道とかその他工業用水、農業用水というように考えておりますが、その運ぶ場所によりまして、大きさとか経路というものは違ってくるんじゃないかというふうに考えております。したがって、ただいまのところ農林省の計画と適合するかどうかという点は、まだ今後に残された問題である、こういうふうなふうに考えております。

○内村清次君 これは建設大臣に特に私は前国会の委員会で申し上げました。また現地にも行って調査もして参りました懸案の問題ですが、三十七年度に淀川水系の高山ダムと長柄可動堰を公団事業に移していくと、こうやうな予定をされておるようでございませうけれども、琵琶湖開発に対する調査が一体どうなっておるかという点がまあ第一点。それから現在、建設省の直轄工事で実施しておりますところの天ヶ瀬ダムの問題——これは現地にも行きましたが、もちろん琵琶湖との洪水調節の問題も重要な問題でありましよう

し、あるいはまた直轄砂防の問題とも重要な関係もありましようし、電気事業も附帯しておるようでございませうけれども、しかし一番重要な問題は、補償の点が解決しないために、まあ今後公団に移された琵琶湖の利水の問題にいたしまして、非常に、滋賀県関係は極度に神経をたがらしておるというのが現状ですが、こうやうな現状におきまして、この補償問題というものがどういふふうな解決がなされつつあるか、この点につきましてひとつ大臣から御説明願っておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) まだ琵琶湖につきましては基礎的な調査も完了しておりますので、琵琶湖の水をどういふように、地元も迷惑しないようにならうに、しかも水資源開発の目的に沿うように利用し得るか、こういう点につきましては基礎的な調査を十分やる必要があると思つております。まあこれから着手したばかりの段階でございませうから、補償等のこともまだ触れるわけに参りませんが、われわれとしましては、この前のこの法案の審議のときに申し上げましたように、水源地帯の措置につきましては、考え方としましては万全を期していきたい、こう思つておるわけでございませう。

○内村清次君 補償の問題の具体的な方法を提示されておりますか、どうですか。

○政府委員(山内一郎君) まあ琵琶湖の開発で一番問題は、やはりたゞいま御指摘の補償の問題だと思ひます。現在の段階はたゞいま大臣からお話がございましてとおりでございまして、まだ構想程度のみであつて北と南と分けて中間に締め切り堤を作つたらどうか、

こういうような段階でございまして、補償の点はほとんどまだ入つておりません、補償調査の点は、したがつて補償の問題について県にこういうことであるといふことをお話ししたことは、まだございせん段階でございませう。

○内村清次君 私の聞こうとする重点は、天ヶ瀬ダムです。この問題が解決をしない自分たちは琵琶湖にも一指も触れさせぬぞというのが現地の県民の声です。この問題は私も報告書を出して政府に善処を要望いたしましたし、これはもうほとんど八割ぐらゐで完成してゐるでしょう、あそこ天ヶ瀬ダムといふのは、だからあと二割ぐらゐの完成をしないかならぬが、補償の問題が解決しておらない。これは災害果であるところの滋賀県が納得できない、だからこの問題をひとつ具体的に早く解決をして下さい、そうして今後の公団譲渡をされた後におけるところの利水の問題も、琵琶湖の問題も、やはりもう手を上げて賛成するやうな空気を作つて下さい、というのが私たちの報告書の第一要点だと思つておるのです。で、これがどうなつておるかというのを聞いておるわけですね。

○政府委員(山内一郎君) 天ヶ瀬ダムの水没地の補償の問題につきまして、いろいろ県当局、地元と話し合ひを進めて参りまして、移転家屋につきましてはほとんど解決に近づいております。今盛んに検討されておる問題は、つけかえ道路をどういふふうにするか、どういふ場所に持つていくかとか、あるいは幅員をどうするか、こういう点に焦点が今しぼられておる段階でございまして、これは間もなく解決

する見通しを持つております。

○内村清次君 今この点の具体的な問題は次の委員会に譲りますが、それで時間の関係もございませうから、第三条の二の資本金は三億円として政府がその全額を出資するとしておる公団法の改正案、これは当初公団法を審議する際に、この出資金の問題は必要ないかと、これはもう法律の関係から、その性格の問題から、政府の出資金といふものは必要ないかといふことを私は再三質問したわけですが、これも、当時の大臣の御答弁では、事業内容が具体的でないから明確化してからやりましよう、こうやうな答弁だったので、ところが先ほどから聞いてみましても、まだ公団の発足を見ない間に資本金の条項といふものが入つてきたわけですから、

〔委員長退席、理事村上春蔵君委員長席に着く〕
こうやうなことは何か議会の関係とか、あるいは今後公団が発足してから仕事をやる関係かどうか、何か特別な理由があつて、この前は出さずに今回出されたという理由は、何か特別ありますかどうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 一般的な問題として、将来の水の問題につきましては、政府の出資を計画に伴ひまして要求したいと思つておりましたけれども、公団発足にあたりましてさらに一般管理費等もございませう関係上、予算編成にあたりまして私どもとしてはこれが要求をいたしましたので、大蔵におきましてそれを認めていただいたわけでございます。今後ともそういうやうなことで努力して参りたい、こう考えております。

○内村清次君 そうすると、予算編成上で、特に三十七年度に当然公団が発足するんだから、国会もあるから、その予算の承認を得るとともに、公団の形態をひとつはつきりさせておこう、こういうやうなことで出されたわけですね。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今申し上げたやうなことでございまして、予算の際に、出資にあたりまして一般管理費等も相当必要とするわけでございますから、予算要求をいたしてできたわけでございます。したがって、今後とも将来の公団運営にあつて、必要とあれば政府から出資してもらつていふことを私も考えていきたいといふこととでございます。

○内村清次君 それから三十七年度に債券を四億円見込んでおられるようですが、この引受手は大丈夫ですか。それから一般公募に付するの、あるいは特定の受益者に引き渡すのか、こうやうな考え方をちょっと承りたい。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。お尋ねのように、三十七年度の公団の予算の中に公債債といたしまして四億円を考へてゐるわけでございませうが、これは率直に申し上げますと、公債債といたしましては非常に少額な金でございまして、今回の法律の改正で第四十一条を改正してございませうが、公債債にかわりまして、公債債と同じ条件の借り入れをする場合も考えられるといふやうなわけで、政府保証の場合に、債券に限りませう、長期借入金につきましても政府が保証がでけるといふやうな規定を設けたのでございまして、先ほど申し上げましたやうに、

公募債といたしましては四億圓というのは非常に少額な金でございますが、公募債を発行いたしまして、あるいはこれと同じ条件におきます借入金とは別問題ではないというふうに考えております。

○内村清次君 私は、ちょっと時間の関係もございますので、藤山経済企画庁長官と建設大臣に対する質問は次回に保留いたします。

○田上松衛君 時間の関係がございすから、きわめて予備的な範囲と申しますか、簡単にお伺いしたいと思ひます。

経済企画庁長官にお伺いいたしますが、この法律案を提出する理由の一番大きいというか、一つの柱になっております資本金の問題ですが、建前としては、いかようにこれが発展いたしましたよとも、常にこの公団の資本金はその全額を政府が出資するという建前になるわけなんですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) むろんさうでございます。

○田上松衛君 当面、まず三億圓を出すということなんですが、経済企画庁とすれば、いろいろ長期の見通しというものが立たなければならぬわけ、わが国のこの水を必要とする最終、と言いつつあれでしょうけれども、大体この程度までいけばよろしい、と考えられる時期における政府の出資金というものは、総額どのくらいお見込みになっておりますか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 基本計画がきまつておりませんので、最終的にどういふような政府が出資金をするか、あるいは水のあれによつてどの程

度まかなうかという点については、まだ確定的に申し上げる段階ではないと思つております。

○田上松衛君 もちろんこれは今までにこまかいあれはできていないでしょうけれども、大よその見込みというのは、一体数十億圓ということでも資本金額はいいということなのか、あるいは資本金数百億圓か数千億圓か、何かそれくらいの見当はなければならぬはずだと思つてございすね、常識上。全然それはないということなんですか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。御承知のように当初の公団法におきまして、資本金の規定がなかったわけでありまして、これは大体、たとえば類似の事業をやつております愛知用水公団にも現在資本金はないわけでございます。われわれといたしましては、最初のいろいろ考えたわけでございますが、一つの考え方といたしましては、要するに愛知用水公団法もさうでございすけれども、水資源開発公団法におきましては補助金の制度があるわけでございます。そういう問題もございすし、今後の事業の伸展、事業計画の決定等を見まさんとわかつて、まあ大部分におきましては、補助金の制度を活用するということも実は考えられるわけでございます。先ほど大臣が申し上げましたように、具体的な計画というものがきまりませんと、たとえばどの程度の先行投資をやるか、その場合にどの程度の資金が要するか、あるいはそういう場合におきまして、補助金の制度をどう活用するか、という問題ともからみ合はせて、いろいろ今後検討される問題が

多いと思ひます。現在の段階におきましてはまことに申しわけございせんが、最終的な計画というものはお答えできないというふうに思つております。

○田上松衛君 いろいろこれには意見があるわけですが、これは時間的な関係で省略することにしたしまして、たまたま今愛知用水公団の問題が出ましたが、私も、水資源開発公団法の一部を改正する法律案を出される場合、少なくとも今の時点で、愛知用水公団と統合していくということが望ましかつたと思つてございすけれども、これは全然出ていないのですが、どういふような理由によるのでしょうか。全然この考慮がなかったのかどうか。もし、考慮したけれども、まだ時期が早いとかなんとかいふようなことだとすれば、ただそれだけでは納得がいかないのですが、あえてこれを取り上げなかつた根拠ないし理由、そんなものを大まかにひとつお教えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 御存じのとおり公団をできるだけ早く発足させて参らなければならぬ。それに対する補足的な問題、予算措置などの関連いたします問題をまず取り上げて、今度の改正をいたしたわけでは、愛知用水公団の場合におきましては、公団ができました後、世界銀行との関係もございすし、それらの問題の調整をした上で、本来の趣旨に沿つていこう、こう考へてゐるわけでございます。

次にお伺いしておきたいことは、都道府県が行なう土地改良事業の承継の場合ですが、これを大体国がやつていふものを今度公団が承継していくという場合には、これに示しになっておるものとは、これは、工事の未完成の施設のほか、当該事業に使用され、または使用されるものと決定されている事務所であるとか、倉庫であるとか、車両であるとか、機械器具、工事材料等の所有権その他工事の請負契約、工事材料購入契約等の法律関係がそのおのまものだと。そうすると、今度は都道府県がやつておるものでも、おおよそ今の国から承継するものと同じようなことになっていくのであるけれども、ただし、あつた場合においては、当該都道府県の立場を尊重して、この場合には都道府県と公団との協議によつてきめるといふことに、まああつたわけなんですね。私が一番心配なのは、国と公団との関係においては、いろいろ出資金等の関係があつたりして、これは当然きわめてスムーズにやるといふのが、都道府県との場合においては、はたして円滑にこれらの協議がととのうだろうかといふことが心配されるわけですね。なぜならば、今示されたこのほかいろいろな問題が残るわけなんですね。たとえば、前の案の中で断つてありますように、治水特別会計に属する地方債証券のように、公団に引き継ぐことを適当としないものは政令で除いてしまつて、こゝういふのですが、どうもこれがわからないのですよ。なぜこゝういふものが公団に引き継ぐことを適当としないものがあるのかどうか。そうした大きな部分が残つて、予定されておりますものは、これは当然のことなんです、こんなことは。これを引き継がなければ、公団みずからの仕事はできない、極言すれば、だから必要な、勝手なところは切つて取つてしまつて、やつかない問題は都道府県に残してしまふぞといううな形がある。地方民としての感情的なあれからいつても、一番この点が気にかかると。しかし、繰返して申し上げますと、この場合には、都道府県と公団が協議でひとつきめようじゃないかといふことになるけれども、さつき申上げたように、こんな大きな残された問題について、円滑な協議というものができるはずがないと思つてございす、これに対してどういふ手を打とうとするおつもりがあるかといふこと。さらにはつけ加へまして、協議がととのわぬ場合において、何か政府はお考えであるか。藤山長官の御答弁を願ひます。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。特に都道府県営の土地改良事業の承継の場合につきましては、当該都道府県の立場を十分尊重しなければいけませんといふことは、われわれといたしましては当然なことでありまして、いふわけで、特にこゝういふ規定を入れたわけでございます。でも、もちろん都道府県営の土地改良事業を引き継ぐ場合におきましては、やはり国といたしまして、主務大臣におきまして、事業実施方針で、この都道府県営の土地改良事業を引き継ぐといふ基本的な態度を示したわけでございます。それに基つてきまして、都道府県からこの事業を公団に引き継いでも差しつかえない、こ

ういう申し入れがあったものに限りまして、ことごとくお聞きしますから、そういう前提におきまして具体的な引き継ぎにつきまして協議するというわけでございますから、われわれとしては円滑にやれるというふうに考えております。

もう一つ、治水特別会計に属します地方債証券を公団に引き継がないといひますのは、御承知かと思ひますけれども、過去におきまして、直轄の工事を行ないます場合に、一応都道府県の負担部分に相当する金額は、資金運用部の借入金によりまして立てかえて施行いたしましたので、そのかわりに都道府県の負担分は地方債証券という名前で国に納付するわけでありました。したがひまして、そういう過去のものは公団に引き継がずに、治水特別会計におきまして、地方債証券に属します都道府県の負担金の納付を受ける、というふうなふうな次第でございます。これは当然公団に引き継ぐべきものであるというふうに考えるわけでございます。

○田上松衛君 前段の問題ですが、若干意見にわたるきらいがあるわけですが、けれども、私は、水資源公団を作らなければならぬという必要性、特に緊急性、そういうものから根本的には要望しておるのです。だけれども、どうもこのあれを見ると、その精神と、この今述べられたような、建設大臣がこれこれという条件をつけたものだけを拾い上げていくのだ、承継していくのだというふうな行き方は、びんと来ないのです。あらゆる問題について、水資源の必要というものは、土地の改良がどうであるとか、こうであるとか、電源開発がどうであるとか、用

水がどうであるとか、そんなものだけてなくて、これは大きな問題であるだけに、あらゆる水というものを一応考えなければならぬ。私も、ずっと以前から申し上げておったように、まだこのほかに水の再生をはかつて活用していく、すなわち廃水を復活させて利用するというようなことを考えたり、また海水まで利用してどうかという意見をさきき申し上げておったわけですが、けれども、事はど水の重要性ないしは緊急性というものを感ぜておるわけ

です。どうも、このきめ方で見ると、何かしら、公団がまあ、うるさくなくして、都道府県との関係等において都合のいいようなものだけ拾い上げていってしまふ、というふうなことで、すね。これは段階的にやっていくというふうなふうな、やむを得ないが、いやくも一つの法律として公布する場合には、これこれのものに限るのだぞ、こんなものは除くのだぞということをきめつけてかかる、ということはどうかと実は思ふのです。だからこんなことを申し上げておるわけなんです。ね。やがてとんとん必要によつてそのつど何べんでもやっていけばいいじゃないか、とお考えになつておるかも知れぬけれども、それであつては今後地方がいろいろな場合において、いろいろそこを来たしはしないか。みな手かげんしていくということになりますと、百の水を取るところが五十しか取れないということ等を考へてくると、まことに残念だと考へますので、そういうきめつけ方はどうかと思うのです。が、もう少し納得できるように長官お答えいただけませんか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 水資源の

重要性と、その総合的な活用のために、開発計画が十分な見地に立つて取り行なわれなければならないことはそのとおりでございます。私どももそのつもりでこれを運用していくわけでございます。したがつて公団が地方との関係におきましての基本計画が立ちますし、また公団自体に対して政府の監督権もございます。したがつて公団がた

だいやだからというふうなことだけで、都道府県との間に何かいざこざが起るというふうなことについては、基本計画の上あるいはその間に立つて、政府自身が調整をして運営の万全を期していく、ということに考へておるのでございます。御心配のようないふ点のないように進めて参りたいと思つております。

○田上松衛君 いろいろ審議の過程において意見を申し上げたいと思ふ節々がたくさんあるんですけれども、きょうは時間の関係がございしますから次回に譲つておきます。

○理事(村上春蔵君) それでは本案についての本日の審査はこの程度にとどめ、次回に譲ることいたします。

これにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

三月十六日本委員に左の案件を付託された。

一、宅地建物取引業法の一部改正等に関する請願(第二、〇三五号)

第二〇三五号 昭和三十七年三月五日受理

宅地建物取引業法の一部改正等に関する請願

請願者 山形市六日町八四六 山形県不動産協会内 原誠一 紹介議員 白井 勇君

宅地建物取引業法(法律第七十六号)は、昭和二十七年六月十日に制定されて以来二回にわたり改正されたが、さらに、(一)法の名称を不動産取引業法と改正すること、(二)無登録者の取締りを強化すること、(三)使用人の雇用に制限を加えること、(四)法第二十二

条の三の取引員会員には、取引員を強制加入とするよう改正すること、(五)所有権移転登記に際し、登録取引業者の証明を提出させるよう、不動産登記法の一部を改正すること、(六)罰則の適用については、取締りの所管を改めること、(七)登録の実施については、各事務所を有する都道府県知事に登録申請をするよう改めること、(八)登録申請をなす場外各都道府県に設置されている取引委員会を経由するよう改正すること、(九)宅地建物取引委員会連外会長に宅地建物の鑑定評価の権限を付与すること、等の実現を期せられたことの請願。

三月十六日本委員に左の案件を付託された。

昭和三十七年三月二十九日印刷

昭和三十七年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局